

# あいずみ

**5**月号

## にんじん塩飴、おひとつどうぞ



4月12日は「よいにんじんの日」です。これにちなんで町民ホール（役場1階）で町自立経営農業振興会が開発した「にんじんパウダー」と「にんじんフレーク」の展示や、町の「がんばる商工業者」の認定を受けた事業者「ココカラハッピー」がにんじんパウダーを使用して製造した「にんじん塩飴」を無料で配布し、春にんじんのPRを行いました。

突然のあいのすけの登場に来庁者は驚いていましたが、珍しいプレゼントに喜んでいました。

### 今月の主な記事

- 5月15日(日)は町内一斉清掃の日です ..... P2
- 平成26年度決算の財務諸表 ..... P3
- 6月3日(金)から児童手当の現況届を受け付けます… P6
- 東小学校で避難訓練を開催します ..... P8・9
- 守れ人権 許すな差別 ..... P14
- 情報NOW ..... P15~20

### 住民の動き

平成28年4月末現在( )内は前月比

人	□ 34,854人(- 8)	15歳未満	5,409人(- 7)
男	16,797人(+ 4)	65歳以上	7,566人(+28)
女	18,057人(-12)	平均年齢	42.7歳
世帯数	13,799戸(+25)		

# 5月15日(日)は町内一斉清掃の日です

(小雨決行)※雨天の場合5月22日(日)へ延期します

一斉清掃に参加しましょう。美しく快適で住みよい町づくりは地域の環境美化から!

**受付時間** 5月15日(日)  
午前8時～午後1時

一斉清掃の土砂・草木類は、土砂仮置場(地図参照)で受け入れします。持込みは、付近の方に迷惑がかからないよう、受付時間内をお願いします。また、道路幅が狭いので、2トンを超える車の乗り入れはご遠慮ください。

- ◆一斉清掃の日は、粗大ごみを取り扱いませぬ。
- ◆排水路の土砂処理(運搬)は各自治会でお願いします。
- ◆混雑が予想されますので、進入は係員の指示に従ってください。土砂仮置場までの道路等を汚さないようにお願いします。
- ◆一般収集日に出せる空きビン・空き缶・燃やせないごみ等は、指定日の指定場所に出してください。

**問** 生活環境課 (☎637・3116)  
西クリーンステーション (☎692・7411)



## 今月の納税

5月は、固定資産税(1期)と軽自動車税の納付月です。納め忘れないよう注意しましょう。

**納期限 5月31日(火)**

※口座振替をご利用の方は、前日までに口座へご入金ください。

**町税の納付は口座振替をおすすめします**

納期ごとに納付場所にお出かけになる手間がはぶけ、納め忘れの心配もなくなるため大変便利です。申込み手続は、町内の金融機関又は税務課窓口で受け付けています。預金通帳と通帳のお届け印をご持参ください。

※ゆうちょ銀行口座からの振替を希望される方は、郵便局窓口で手続をしてください。

**問** 税務課 (☎637・3117)

## 県からのお知らせ

### 自動車税は納期内に

今年度の自動車税の納期限は次のとおりです。

**納期限 5月31日(火)**

納期内に、納税通知書の裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。

**問** 東部県税局自動車税庁舎 (☎641・2323)



## 町税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納期一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町 県 民 税			1期		2期		3期			4期		
固 定 資 産 税		1期		2期		3期		4期				
軽 自 動 車 税		全期										
国民健康保険料 介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※納期限は納期月の末日(国保・介護の12月のみ25日)です。  
※納期限が休日の場合は翌日です。

# 平成26年度決算の財務諸表

## 地方公会計制度のはじまり



これまでの地方自治体の会計は、家計簿のような「現金主義」を採用していました。「現金主義」とは、定められた予算の中で現金を支出するため、予算をまとめやすく、現金の流れのみを把握するものです。

しかし、「現金主義」では、資産や負債・減価償却といった一定時点のストック情報や、人件費や物件費など、一定期間の実績の情報であるフロー情報は見えていませんでした。

そのため、全ての資産、負債情報等も把握する必要があることから「発生主義」の考え方が導入されました。それが「地方公会計制度」のはじまりです。

はじまりのきっかけは現実に起こった自治体の財政破綻でした。住民への行政サービスの低下を防ぐため、これまでに地方自治体の資産・債務管理に関する公会計整備推進の法律や方針が示されてきました。

平成18年8月31日地方行革新指針では、財務書類4表の作成・活用をとおして、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等の改革の方向性と具体的な施策を3年以内に策定すること、さらに平成19年10月17日の「公会計の整備推進について」とともに公表の新地方公会計制度実務研究会報告書では以下のことが明記されています。

1. 地方公共団体は、総務省の「新地方公会計制度研究会」が示した「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」に沿った発生主義・複式簿記の考え方を導入し、地方公共団体単体及び関連団体（土地開発公社等）の連結ベースでの4つの財務諸表を整備すること

2. 人口3万人以上の都市は平成21年度中に作成し、情報を開示すること

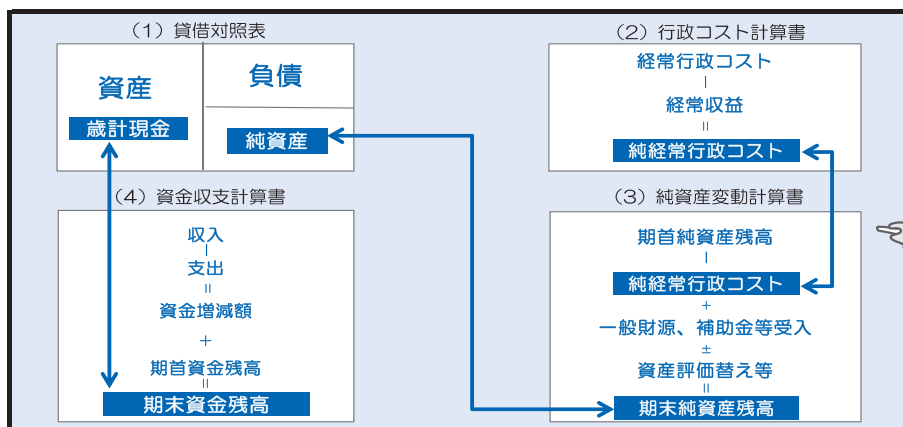
財務諸表作成方式には「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」と2種類あります。全体の約8割の自治体が「総務省方式改訂モデル」を作っています。本町でも、「総務省方式改訂モデル」を採用しています。

## 財務諸表とは

予算書や決算書などの今までの公会計とは別に、町の財務状況を表す新たな取組として、次の財務諸表を作成しました。

- (1) 資産や負債の状況などを表す「貸借対照表」
- (2) 人件費や減価償却費などの経費を表す「行政コスト計算書」
- (3) 純資産の1年間の変動内容を表す「純資産変動計算書」
- (4) 資金収支の状況を性質別に3つの区分に表す「資金収支計算書」

以上の4表を表したものが財務諸表と呼ばれ、自治体評価のための情報でもあります。



財務諸表4表の相関関係はこのようになっています。



# 平成26年度決算の財務諸表

## 貸借対照表(バランスシート)

町がどれほどの資産を所有し、債務を負っているかのバランスを明らかにしたものです。町の資産と、その資産をどのような財源（負債や純資産）で賄ってきたかが分かります。左側にこれまで取得した土地や建物・預金などの「資産」を、右側にその資産を形成したことによる将来世代の負担である「負債」と、これまでの世代が既に負担したものの「純資産」を表しています。

単位：(千円)

【資産の部】		【負債の部】	
公共資産	41,901,116	固定負債	9,954,220
投資等	5,666,945	地方債	7,480,599
投資及び出資金	58,251	退職手当引当金	2,473,621
基金等	5,439,598	その他	0
その他	169,096	流動負債	770,512
流動資産	1,286,859	翌年度償還予定地方債	639,546
現金・預金	1,242,815	賞与引当金	130,966
(うち歳計現金)	333,601	その他	0
未収金	44,044	負債合計	10,724,732
資産 合計	48,854,920	【純資産の部】	
		純資産合計	38,130,188
		負債+純資産 合計	48,854,920

道路や学校など町が保有する公共施設の総額。

特定の目的で積み立てた基金や出資金などの総額。

現金・預金と現金化しやすい地方税などの未収金の総額。

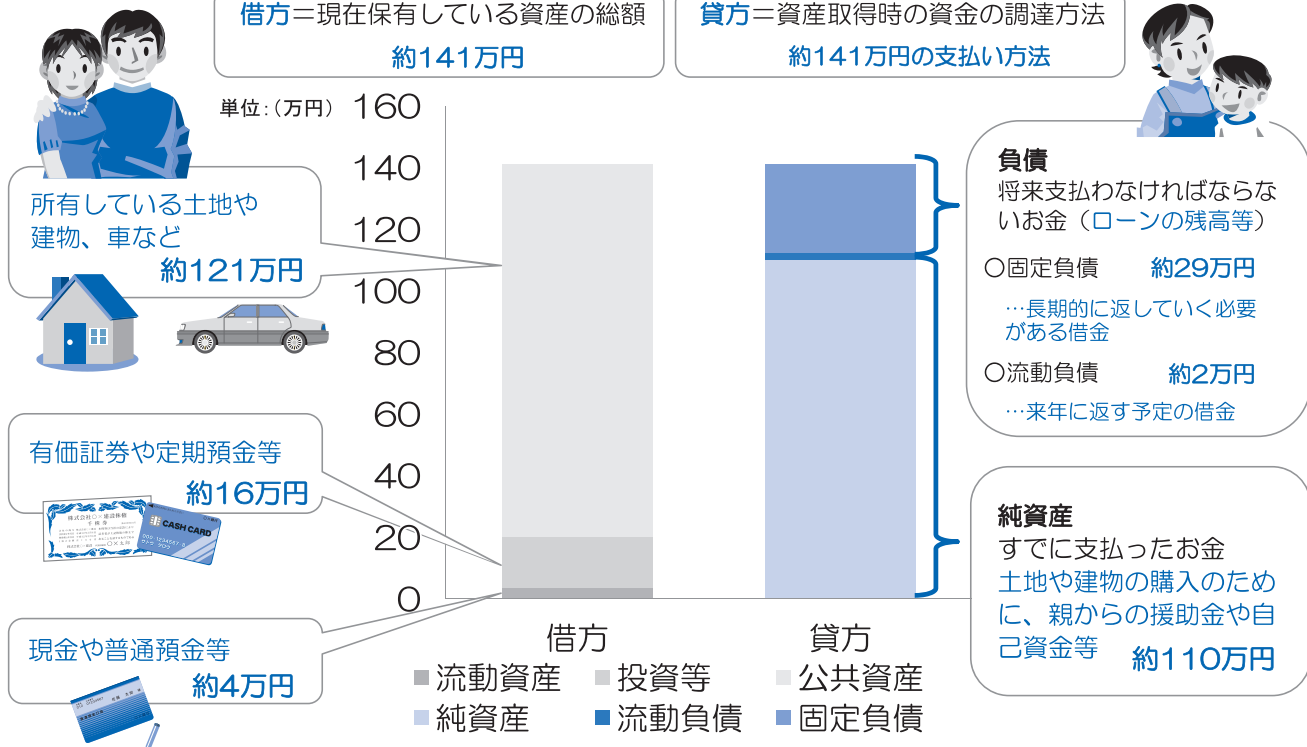
地方債の残高や退職手当引当金などの総額。よって、将来世代が負担する金額。

道路や学校等の整備の財源として受けた国や県からの補助金や地方税などの総額。これまでの世代が負担してきた金額。

貸借対照表を住民1人あたりに換算すると…

借方＝現在保有している資産の総額  
約141万円

貸方＝資産取得時の資金の調達方法  
約141万円の支払い方法



人口（34,638人）は、平成27年3月末のものを使用しています。

### ～貸借対照表の主な分析指標～

**流動比率**  
 翌年度支払い予定の負債額に対して、すぐに支払いに充てることができる現金・預金などのくらいあるのかを示す指標です。100%を超えていれば、短期的な資金繰りに余裕があると言えます。  
 (流動比率＝流動資産÷流動負債)

町の流動比率 = **167.01%**

**純資産比率**  
 現在所有している資産について、現世代でどのくらい既に支払っているかを示す指標です。地方公共団体では、60%を超えることが標準的です。  
 (純資産比率＝純資産÷資産総額)

町の流動比率 = **78.05%**

# 平成26年度決算の財務諸表

## 行政コスト計算書

企業会計における損益計算書の自治体版で、利益の追求を目的とする企業とは違い、営利を目的としない行政サービスの提供にどれだけの費用（コスト）がかかったかを表しています。コストには「人にかかるコスト」や「物にかかるコスト」などといった、コストの性質別に集計したものと、教育や福祉などといった、行政サービスの目的別に集計したものがああります。

職員給与のほかに、賞与引当金や退職手当引当金の繰入額が計上されます。

移転支的的なコストには社会保障の給付や他会計への繰出金等が計上されます。

区分	金額
経常費用	9,269,041
人にかかるコスト	1,838,179
物にかかるコスト	3,592,758
移転支的的なコスト	3,713,848
その他のコスト	124,256
経常収益	459,268
使用料・手数料	418,316
分担金・負担金・寄附金	40,952
純経常行政コスト	8,809,773

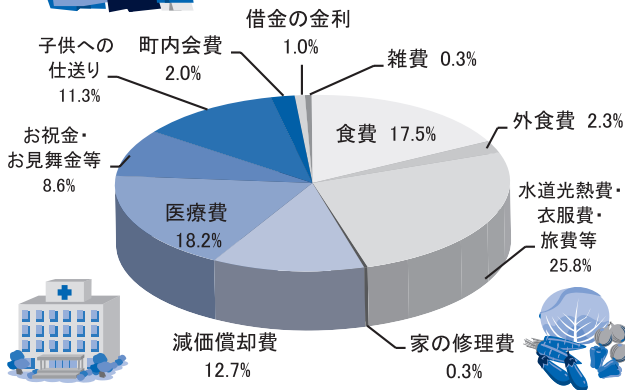
単位：(千円)

物件費のほかに、施設の維持補修費や減価償却費が計上されます。

その他のコストには支払利息などが計上されます。

行政サービスの直接の対価である使用料・手数料と分担金・負担金・寄付金を**経常収益**として計上します。

### 1年間の行政コストを年収400万円の家計に換算すると…



家計の支出項目	家計の出費額 (千円)	財務諸表項目	構成比率
食費	700	人件費	17.5%
外食費	92	退職手当引当金繰入・賞与引当金繰入	2.3%
水道光熱費・衣服費・旅費等	1,032	物件費	25.8%
家の修理費	12	維持補修費	0.3%
減価償却費	508	減価償却費	12.7%
医療費	728	社会保障給付	18.2%
お祝い・お見舞金等	344	補助金等	8.6%
子供への仕送り	452	他会計等への支出額	11.3%
町内会費	80	他団体への公共資産整備補助金	2.0%
借金の金利	40	支払利息	1.0%
雑費	12	その他行政コスト	0.3%

## 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部の増加要因と減少要因を計上し、純資産が1年間でどのように変動したのかを示しています。純資産の増加要因には、行政サービスの対価として支払われる以外の収入（税収や国・県からの補助金等）があり、減少要因には、行政コスト計算書で算出される純経常行政コストや災害復旧等で臨時的に必要となった支出等が計上されます。

前年度末の残高	38,412,831
純経常行政コスト	△ 8,809,773
経常的な収入	8,502,454
臨時損益	△ 4
その他	24,680
当年度末の残高	38,130,188

単位：(千円)

純資産が昨年度よりも増加した場合は、負債の増加より資産の増加のほうが多かったことを示しています。

逆に純資産が減少した場合は、行政コストが多かかっていたり、資産の増加より負債の増加が多かったことを示しています。

## 資金収支計算書

貸借対照表の現金が1年間でどのように変化したのかを表しています。現金の使いみちによって3つの区分に分けて、どのような行政活動にいくら使ったのかが分かります。

前年度末の残高	368,019
経常的収支	1,540,871
公共資産整備収支	△ 400,637
投資・財務的収支	△ 1,174,652
当年度の資金変動額	△ 34,418
当年度末の残高	333,601

単位：(千円)

### 経常的収支

行政サービスの提供で必要となる人件費や物件費などの支出と税収などによる収入が計上されます。

### 公共資産整備収支

道路や施設の取得のために支出した金額とその財源となった公債や補助金が計上されています。

### 投資・財務的収支

支出には、基金への積立額や公債の償還額が、収入には、公債発行収入や貸付金の回収額等が計上されます。

# 高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)のご案内

賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援するため、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します。

**※支給対象者となる可能性がある方には、申請受付開始日までにお知らせ等を送付しています**  
(このお知らせが届いていない方で、支給要件に該当する場合は、福祉課までお申し出ください)

**支給対象者** 平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

## 【平成27年度の臨時福祉給付金の支給要件】

基準日(平成27年1月1日)において本町に住民登録されている方で、**平成27年度分の住民税(町県民税)が課税されていない方**(ただし、住民税が課税されている方の扶養となっている場合、生活保護制度の被保護者である場合などは対象外です)

**支給額** 1人につき30,000円(1回限り)

**申請先** 福祉課 ※5月中は町民ホール(役場1階)

**申請期間** 5月16日(月)～8月31日(水)(土・日・祝日を除く)

※当初は混雑が予想されるため、次のとおり地区指定により受付します。

5月16日(月)	住吉地区
5月17日(火)	勝瑞地区
5月18日(水)	矢上・笠木地区
5月19日(木)	奥野地区
5月20日(金)	徳命・東中富地区
5月23日(月)	富吉・乙瀬地区

(5月24日(火)以降は地区指定なし)

**受付時間** 午前9時～午後5時

**提出書類** ①申請書

②本人確認書類(写)

運転免許証、住民基本台帳カード(写真付き)などの写し

**※支給対象となる方全員の分が必要です。**

③振込先口座が確認できる通帳又はキャッシュカード(写)

金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる部分

※障害・遺族基礎年金受給者向け給付金、平成28年度臨時福祉給付金は、10月以降に支給される予定です。申請時期が決まりましたら、お知らせします。

**問** 申請方法に関するお問い合わせ 福祉課 (☎637・3114)

制度に関するお問い合わせ 厚生労働省 専用ダイヤル (☎0570・037・192)

**6月3日(金)から  
児童手当の現況届を  
受け付けます**

受給者の方は、  
忘れずに提出しましょう！

受給資格を審査するための大切な届出です。現況届の提出がなければ6月分以降の手当が受けられなくなり、未提出のまま2年が経過すると受給資格がなくなりますので、ご注意ください。

**受付日時** 6月3日(金)～10日(金)  
午前9時～午後5時

※混雑を避けるため、受付日を指定していただきます。ご都合の悪い方は、6月13日(月)から30日(木)までの開庁時間内に福祉課へお越しください。

**受付場所** 町民ホール(役場1階)  
**手続に必要なもの**

・通知(5月下旬送付予定)  
・印鑑(スタンプ式の印鑑は使用できません)

・受給者の加入年金が分かるもの  
・平成28年1月2日以降に本町へ転入された方は、父母それぞれの平成28年度所得課税証明書(平成28年1月1日に住所があった市町村発行のもの)

※世帯の状況により、別途書類が必要な場合があります。

※手続に必要な書類は、個別通知に記載していますのでご覧ください。

**問** 福祉課 (☎637・3114)



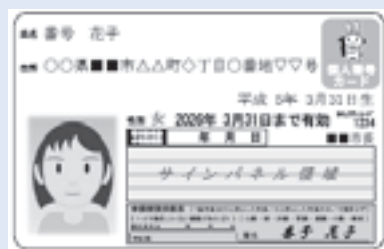
## マイナンバーカード(個人番号カード)で 便利な「証明書コンビニ交付サービス」をご利用ください

全国のコンビニエンスストア（ファミリーマート、セブンイレブン、ローソン、サークルK、サンクス）のマルチコピー機で、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付が受けられる「証明書コンビニ交付サービス」がマイナンバーカードで午前6時30分から午後11時までご利用いただけます（年末年始は除きます）。

町に本籍がある方は、戸籍謄本・抄本や戸籍の附票の写しの交付も受けられます。

### 《コンビニ交付ができるもの》

- ①住民票の写し
- ②印鑑登録証明書
- ③戸籍謄（抄）本 ※町に本籍がある方
- ④戸籍附票 ※町に本籍がある方



### 《マイナンバーカード（個人番号カード）の交付申請方法》

- 郵送で申請  
マイナンバーカードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函
- オンラインで申請  
スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請 など  
交付申請後、マイナンバーカードが出来上がると、住民課から「個人番号カード交付通知書」を送付しますので、必要書類をお持ちの上、窓口でお受け取りください。なお、申請から交付までしばらくの日数がかかりますので、ご了承ください。  
※交付申請書を紛失された方は再交付します。住民課までお問い合わせください。

- マイナンバーに関するお問い合わせ  
『マイナンバー総合フリーダイヤル』 ☎0120・95・0178（無料）

### 証明書自動交付機は廃止しています

証明書自動交付機は、本年3月に廃止しています。夜間、休日の証明書発行は、マイナンバーカードを取得していただき、証明書コンビニ交付サービスをご利用ください。

なお、「あいずみ町住民カード」は印鑑登録証ですので、役場窓口での交付申請に必要です。引き続き大切に保管してください。

問 住民課（☎637・3112）

**戦没者の遺族に対する  
特別弔慰金（第10回特  
別弔慰金）の請求を受  
け付けています**

#### 特別弔慰金の趣旨

戦後70周年を迎え、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に対し弔慰の意を表するため戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給するものです。

#### 支給対象者

戦没者等の死亡当時の遺族であって、平成27年4月1日（基準日）において、恩給法に基づく公務扶助料や遺族援護法に基づく遺族年金の受給権を有している方がいない場合に、先順位のご遺族お一人に支給されます（戦没者の子や兄弟姉妹など、三親等内親族が対象となります）。

#### 支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

#### 請求期限

平成30年4月2日まで  
※請求期限を過ぎますと、特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

#### 問

福祉課（☎637・3114）

# 東小学校で避難訓練を開催します！

町では、大地震や台風などの風水害に備え、避難訓練を開催します。この訓練は災害発生時に、落ち着いて的確に行動し、被害を最小限に抑えることを目的としています。

自宅からの東小学校（指定避難所）までを徒歩又は自転車で移動し、東小学校までの所要時間や避難経路の危険箇所を確認してください。この訓練がより一層、実践的なものとなるよう、ご家族、ご近所の皆さんで参加してください。

また、会場では避難訓練のほか、消火訓練や防災に関する様々な体験を併せて実施しますので、これらについても参加してください。



● **訓練会場** 東小学校 ● **訓練日** 5月29日(日) 小雨決行

● **受付時間** 午前9時～11時

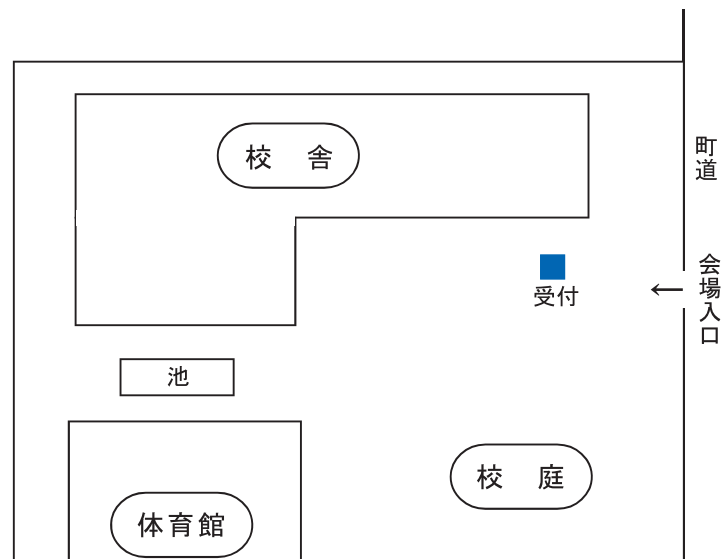
● **避難訓練の対象地区**

今回は東小学校が指定避難所となっている地区を対象とします（地図参照）。

なお、避難訓練は対象地区以外の方も参加できますが、駐車場がありませんので、車、バイクでの来場はご遠慮ください。

● **参加方法**

訓練に参加される方は交通事故等に注意しながら、上記の受付時間内に東小学校へ徒歩又は自転車でお願いします。会場に到着後、受付をしてから消火訓練や各種体験コーナーに参加してください。



● **訓練内容** ◆避難訓練 ◆消火訓練コーナー

● **体験コーナー**

◆消防ポンプ車乗車体験 ◆地震体験車 ◆煙体験ハウス ◆給水体験 ◆ロープワーク  
その他、多くの体験コーナーを予定しています。

● **その他**

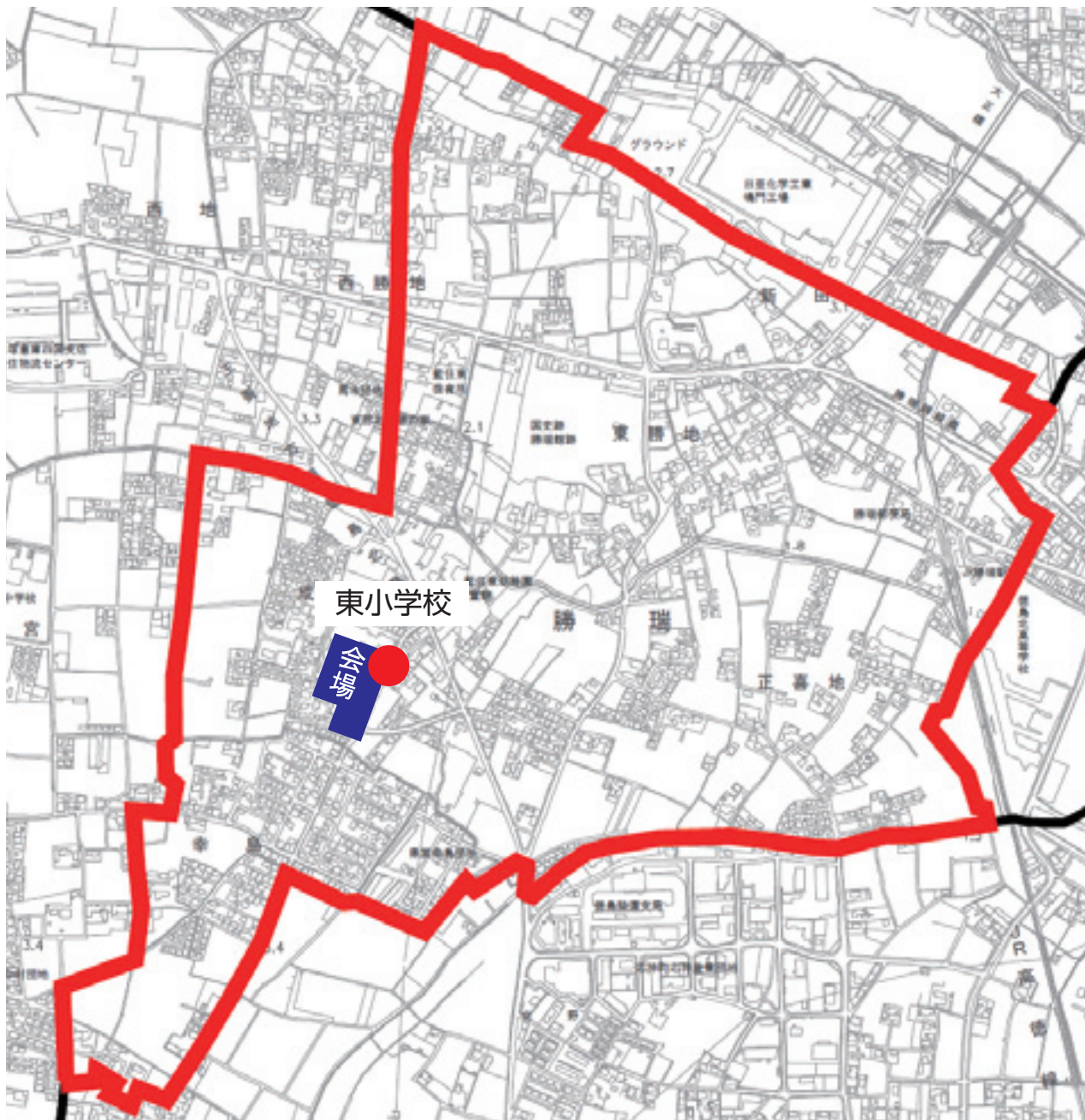
◎当日、訓練参加者には、記念品を用意しています。（先着400人）

◎避難訓練参加時における自宅の戸締まり等は必ず行ってください。

◎訓練内容、体験コーナーは当日、予告なしに変更する場合がありますので、ご了承ください。



● 避難訓練参加対象地区



※ 東小学校が指定避難所である地域は赤枠内です。

問 総務課危機管理室 (☎637・3111)

経済センサス  
活動調査

平成28年経済センサス - 活動調査を実施します

- 平成28年6月1日現在で行います。
- 全国すべての事業所・企業が対象となります。
- 「統計法」という法律に基づく基幹統計調査として実施します。
- 回答いただいた内容は統計作成の目的以外（税の資料など）には、絶対に使用しません。
- 平成28年経済センサス - 活動調査ではインターネット回答を推奨しています。

インターネットでご回答ください！



平成28年  
6月1日

総務省・経済産業省・徳島県・藍住町

## 藍住まちゼミ



『藍住まちゼミ』は お客様が喜ぶ、お店が繁盛する、まちが賑わう『みんなが幸せ』事業です！



5月31日(火)まで  
第6回『藍住まちゼミ』  
を開催しています

問 町商工会 (☎692・2816)

### ☆まちゼミの仕組み☆

藍住まちゼミでは、まちの商店が講師となりお店の専門性や特徴等を活かした少人数のゼミナールを実施。お客様の興味のある情報を伝えながら、お店の存在や特徴、こだわり、人となりを知っていただきます。このようなお店とお客様との交流を通じて、お店のファンづくりを目指しています。

## 「ふるさと納税」ありがとうございました

ふるさと納税は、生まれ育った本町を離れて生活している方や本町にゆかりのある方、更には本町を応援していただける方が「藍住町の発展のために応援しようとする気持ち」「藍住町を愛する気持ち」を寄附金という形で本町にお寄せいただく制度です。本町にお寄せいただいた寄附金は「ふるさと藍住応援事業」として様々なまちづくり事業に活用させていただきます。

平成27年度は、7名の方から92万円のご寄附を頂きました。本町を応援していただき誠にありがとうございました。

頂きました寄附金は、図書購入財源等の一部として有効に活用させていただきます。

### ◇平成27年度にご寄附いただいた方

(氏名等の公表については、寄附者の希望を確認しています)

5月	福岡県・茨城県	男性2名
6月	兵庫県	男性1名
7月	埼玉県	女性1名
12月	大阪府	男性1名
1月	東京都	豊田 晋太郎 様
3月	大阪府	高野 年市 様



町マスコットキャラクター  
「あいのすけ」

問 企画政策課 (☎637・3124)

## おはなし「にじの会」 文部科学大臣賞

図書館を中心に絵本や紙芝居の読みかせ活動をしているおはなし「にじの会」(天羽生鈴子会長・28名)が平成28年度子どもの読書活動優秀実践団体として文部科学大臣から表彰されました。

地域における長年の取組が評価されたもので、4月23日の表彰式には天羽生会長、瀬尾真紀子前会長が出席し受賞団体を代表して事例発表を行いました。



## 地域密着型特別養護老人ホーム 整備事業者を公募します

町では、第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（平成27年度～平成29年度）に基づき、地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者を公募します。

### ●公募する事業等

**施設の種別** 地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型）

**施設数** 1施設

**施設の定員** 29床（3ユニット以上）

**開設場所** 町内

※平成29年度中に施設整備を完了し、事業が開始できるものとします。

### ●公募要領・申請書等について

**配付期間** 6月30日（木）までの午前8時30分～午後5時（※土・日は除く）

**配付場所** 健康推進課

※申請書等は電子データで配付します。

※公募要領は町ホームページからもダウンロードできます。

### ●申請書等の提出について

**提出期間** 6月30日（木）までの午前8時30分～午後5時（※土・日は除く）

**提出場所** 健康推進課

**申・問** 健康推進課（☎637・3115）

## 汚水処理構想の見直し案について 意見公募をしています

現在、町が下水道や浄化槽などを整備するに当たり基本となる汚水処理構想の見直しを行っています。この度、見直し案を取りまとめましたので、町民の皆さんからご意見を募集しています。見直し案は、町のホームページ又は下水道課窓口で閲覧することができます。

**意見公募期限** 5月23日（月）**必着**

**問** 下水道課（☎637・3123）

## 情報公開条例の運用状況

藍住町情報公開条例（藍住町条例第183号）第21条の規定により、平成27年度における同条例の運用状況を次のとおり公表します。

### 1 情報公開の状況

区分	請求	公文書の公開			
		処理の状況			
		公開	部分公開	非公開	不受理
件数又は人数	1件	1件	0件	0件	0件

「不受理」とは、当該公文書が存在しないため、請求書を受理しなかった場合をいいます。

### 2 公文書公開の請求者別内訳

区分	人数
町内に住所を有する者	1人
実施機関の事務事業に利害関係を有するもの	0人

### 3 公文書公開の実施機関別内訳

町長部局	0件
教育委員会部局	1件
議会事務局	0件
農業委員会	0件
合計	0件

**4 不服申し立ての状況** なし

## 個人情報保護条例の運用状況

藍住町個人情報保護条例（藍住町条例第200号）第33条の規定により、平成27年度における同条例の運用状況を次のとおり公表します。

### 1 開示請求の処理状況

区分	請求	個人情報の開示				
		処理の状況				
		開示	部分開示	非開示	請求拒否	取り下げ
件数又は人数	7件	7件	0件	0件	0件	0件

「請求拒否」とは、開示の請求に係る個人情報を保有していない等のため、開示の請求書を拒否したものです。

### 2 開示請求の請求者別内訳

区分	人数	
本人	7人	
代理人	法定代理人	0人
	法定代理人以外の代理人	0人
合計	7人	

同時に同一の方から同一の申請のあったものについては「1人」として計上しています。

### 3 開示請求者の実施機関別内訳

町長部局	住民課	3件
	健康推進課	4件
教育委員会	0件	
議会事務局	0件	
農業委員会	0件	
合計	7件	

**4 個人情報の訂正請求の状況** なし

**5 個人情報の利用中止請求の状況** なし

**6 不服申し立ての状況** なし

連載「せんきょ」⑨

## 住所を変更された新有権者(18歳、19歳)の投票について



**Q** 新しく有権者となる18歳、19歳の方が今年の春に進学や就職などで引っ越して（住民票を移して）、3か月（新住所地で投票するための要件）経っていない場合に投票するにはどうしたらいいの？

### A 旧住所地で投票できます

投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票することができます。  
また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。

**Q** 旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

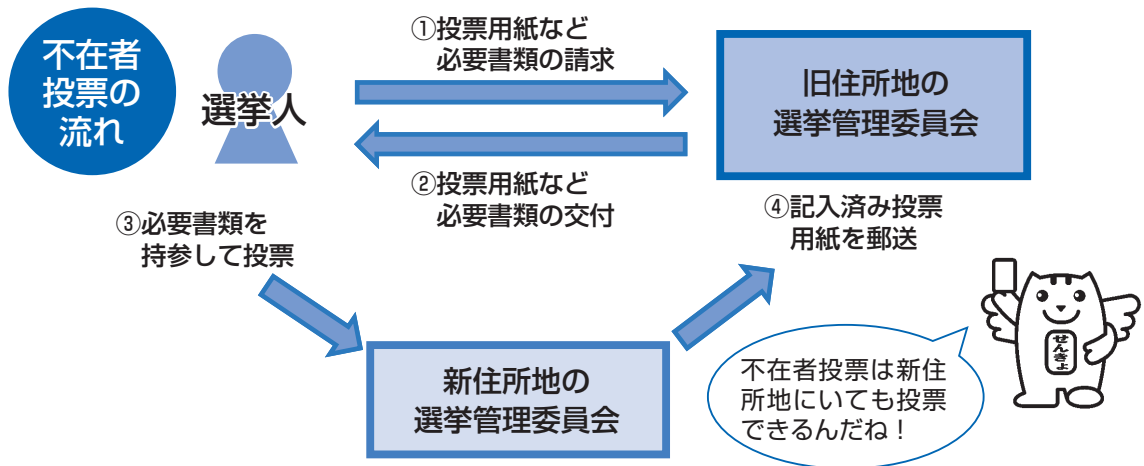
### A 不在者投票という方法があります

選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、「不在者投票」という制度を活用することができます。

#### 不在者投票の手続

- ①旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接又は郵便などで投票用紙など必要な書類を請求します。
- ②交付された投票用紙などを持参して、新住所地市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

【注意】不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続に時間がかかりますので早めに請求してください。



※ 不在者投票は、本町の選挙人名簿に登録されている方が仕事や用事などで、選挙期間中、本町以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。

問 選挙管理委員会事務局(☎637・3126)

## ワンニャンだより④

### マダニにご注意

春から秋にかけては、マダニが活発化する季節です。

犬には、マダニを原因としたバベシア症（貧血・発熱）、ライム病（食欲不振・関節炎・けいれん）、リケッチア感染症（無症状）、アレルギー性皮膚炎などの病気が起こる可能性があるため、注意が必要です。寄生を予防するには、マダニが付着するのを防ぐことが重要です。自宅に持ち帰らないよう、愛犬のグルーミング（ブラッシング）をしっかりとあげましょう。

**問** 生活環境課（☎637・3116）

## 消費者トラブル情報

### ～手回を知ってトラブル予防～

#### 工事は終わったが・・・

「屋根瓦のしっくいのはがれているので修理しませんか」と、いきなり業者が訪問してきた。しっくいのはがれが気になっていたので契約をしたら、その日のうちに数時間で工事は終わった。よく考えると高額だが、工事が終わっているのでクーリング・オフはできないのだろうかとの相談がありました。

訪問販売で工事を契約した場合、契約書を受け取った日から8日間は、たとえ工事が終わっていてもクーリング・オフは可能です。しかし、工事が終了していると言って料金を請求したり、支払済みの代金の返金を渋ったりする業者もいます。トラブルを未然に防ぐためにも、契約する前によく考えて慎重に判断することが大切です。

消費者ホットライン「188（いやや!）」番に掛けると、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

#### 消費者トラブル相談先

消費者ホットライン（局番なし188!）

県消費者情報センター

（☎623・0110）

町経済産業課消費生活相談窓口

（☎637・3120）



## 夏期の節電対策として エコスタイルを実施します



町では、毎年5月16日から10月31日までをエコスタイル実施期間とし、夏季軽装（クールビズ）を励行しています。男性職員は、ノーネクタイ、ノー上着で勤務していますので、ご了承ください。その他、冷房時の室温を28℃に設定、不要な照明のこまめな消灯に努めるなど、節電に取り組めます。

町民の皆さんのご協力とご理解をよろしくお願いいたします。

**問** 経済産業課（☎637・3120）

**5月は消費者月間です**  
みんなの強みを活かして  
安全・安心な社会に1億総活躍！  
5月は消費者月間です。この期間に国や県、市町村消費者団体などでは、消費者啓発の講演会等様々な催しが行われます。この機会に、問題についての認識を更に深め、私たち一人一人が消費者として自立し、正しい判断や選択ができるよう努力しましょう。

## 家庭でゴミを 燃やさないでください

家庭でゴミの焼却をして、異臭がするとうい苦情が寄せられています。野焼きは悪臭や煙害などが発生して近隣に迷惑をかけるだけでなく、火災の原因にもなりかねません。家庭から出たゴミは、指定の方法でゴミ出しをしましょう。

**主な苦情内容**

- 近所で草木を燃やして煙たい。
- 火の粉が飛んできて危ない。
- 洗濯物に臭いやすすがついてしまう。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一定の例外を除いて原則禁止しています。

#### 例外規定

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な場合
  - ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害予防、応急対策又は復旧のために必要な場合
  - ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な場合
  - ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合
  - ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる場合で軽微なもの
- ※ただし、住宅密集地や周囲の苦情などがある場合、県や町の指導の対象になります。

**問** 生活環境課

（☎637・3116）

# えん罪と人権

●藍住町スローガン●  
守れ人権 許すな差別

今、多くのえん罪が明らかになっています。えん罪は人生を奪い取るものです。無実になってもその人の人生を取り戻すことはできません。まさに人権を侵害するものなのです。なぜ、えん罪が生み出されるのか、また、えん罪をなくすにはどうすればよいのか考えてみたいと思います。

## えん罪とは

冤罪（えんざい）とは「無実であるのに犯罪者として扱われてしまうこと」を示す言葉であり、「濡れ衣」であるとされています。（ウィキペディア）

一般的には、「有罪になった人が実は無罪であった」ということだろうと思います。

## なぜ、えん罪は引き起こされるのか

裁判は「人が人を裁く」ことであるから、あってはならないことですが、裁判官が「間違え」こともあります。

また、捜査機関があらかじめ容疑者を設定する「見込み捜査」の過程で、容疑者を「犯人」とする証拠は採用し、容疑者に有利な証拠は軽視や無視するという手法が取られることがあります。日本においては代用刑事施設として警察署の留置施設を「監獄」に代用することができます。これも強制自白を引き起こす大きな原因と言われています。

一例として、狭山事件では「被差別部落の者なら（犯罪を）やりかねない」というような社会意識や、それを煽（あお）った当時の新聞報道がありました。このように、速やかな容疑者の逮捕などを求めるマスメディアの報道のあり方も原因の1つと考えられます。



## どうすればえん罪をなくすことができるのか

日本では、自白のみによって、被告人を有罪にはできません（自白法則）。しかし、えん罪事件が依然として根絶されておらず、違法・不当な取り調べが指摘されている事例もあります。それらを根絶するため取り調べの可視化が求められています。取り調べの全過程を録画・録音することで違法な取り調べの課程を明らかにすることが求められており、警察や検察も一部録画を始めています。



また、1度刑が確定した者がえん罪を主張し、再審請求を行っても裁判所が再審を開始する可能性は非常に低いと言われています。無罪を証明する証拠は被告側で用意しなければなりません。検察側が持つ証拠を開示して公平な裁判を行うこともえん罪をなくすことになるでしょう。

差別問題を考える藍住の会 坂本 英二



## 人権標語

北小学校生徒作品

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| やさしさで 生まれる笑顔 深まる絆  | 6年 折原 菜奈 |
| 思い合い 友の心の 花が咲く     | 6年 長袋 紗知 |
| 咲かせよう 笑顔の花を 満開に    | 6年 古林 愛華 |
| 友達と 輝かせよう 心の笑顔     | 6年 曾根 隆誠 |
| クラスから あふれる思いは 思いやり | 6年 大木 愛果 |
| いじめの光景 見て見ぬふりも 同罪だ | 6年 坂口 舞  |



募 集

町民農園利用者を募集しています

勝瑞馬木いきいき農園の利用者を募集しています。申込み後、すぐに利用できます。

●勝瑞馬木いきいき農園

場 所 勝瑞字西勝地180番地1  
募集区画 5区画

面 積 30㎡/区画

利用料 500円/月額

利用条件 農地を所有していない町民の方で、農園の管理等が十分に

でき町税等の滞納のない世帯  
利用期間 平成29年3月まで（利用の延長は最大2回まで）

利用方法

経済産業課備付けの申込用紙を提出してください。

※印鑑をご持参ください。

※申込みが募集区画に達した時点で受付を終了します。

申 問 経済産業課

(☎637・3120)

平成28年度歴史文化講座

～戦国城下町 勝瑞の構造と社会～

様々な角度から中世都市「勝瑞」を解明する連続講座を実施します。

第3回 6月11日(土)

※日程を変更していますのでご注意ください。  
室町期地方政治都市「勝瑞」の成立と変容

講師 福本孝博氏(県庁)

(第2回は5月21日です)

開催期間

12月までの第3土曜日  
午後1時30分～3時

開催場所

町民シアター(役場4階)

受講料

無料

申込方法

電話で受け付けます。

開催日・内容

開催日	内容/講師
第4回 7月16日(土)	絵図資料から見た勝瑞/平井松午氏(徳島大学)
第5回 8月20日(土)	勝瑞をとりまく村・町・モノ/島田豊彰氏(県教育委員会)
第6回 9月17日(土)	守護町勝瑞における寺院の立地とその支持基盤/石井伸夫氏(県立鳥居龍蔵記念館)
第7回 10月15日(土)	勝瑞と修験道ー戦国期阿波における顕密仏教・寺院をめぐる視点/長谷川賢二氏(県立博物館)
第8回 11月19日(土)	勝瑞津と聖記寺の創建/福家清司氏(県埋蔵文化財センター)
第9回 12月17日(土)	戦国阿波の政治史から考える勝瑞/天野忠幸氏(天理大学)

申 問 教育委員会 (☎637・3128)

パソコンを使ってアルバムづくりをしてみませんか?



募集!

平成28年度 前期パソコン教室

講座名	曜日	時間	定員	受講料	準備物	場所	内容
基礎+写真整理術講座(昼)	毎週水曜日	午後1時30分～3時	10人	5,000円	筆記用具 テキスト	町民情報プラザ	ご家庭で撮ったお子さんやお孫さんの写真を使ったアルバムの作り方や写真の整理の仕方を学びます。
基礎+写真整理術講座(夜)		午後7時30分～9時	10人	5,000円	筆記用具 テキスト	町民情報プラザ	
ワード講座(昼)	毎週金曜日	午後1時30分～3時	10人	5,000円	筆記用具 テキスト	町民情報プラザ	ワードをじっくり8回学びます。
ワード講座(夜)		午後7時30分～9時	10人	5,000円	筆記用具 テキスト	町民情報プラザ	

受講期間：6月～7月(各講座、全8回)

受講資格：町民又は町内在勤者で20歳以上の方(学生を除く)

申込期間：5月16日(月)～26日(木) 午前9時～午後5時

- 各講座、定員を超えた場合は、初めての方を優先して抽選を行います。当選者の方には、6月3日(金)までに書面で通知します。
- 応募者が少ない講座は、開講しないことがあります。
- 各講座の受講料は、2か月分となります。 ※材料費等(テキスト代)が別途に必要となります。
- 受講日・受講時間は、都合により変更する場合があります。  
※年賀状の作り方やエクセル講座は、9月～10月に予定しています。

申 問 コミュニティセンター (☎637・3130) ※火曜日休館

# あいずみスポーツクラブからのお知らせ

## 大麻山登山教室

健脚試しにご一緒しましょう。

**日時** 5月21日(土) 午前9時集合

※出発時間が早くなっています。

**集合場所** 大麻比古神社駐車場

**参加費** スポーツクラブ会員 無料  
スポーツクラブ会員以外 500円(保険料)

※昼食・コップをご用意ください。

※集合場所まで行くことが困難な方は8時30分までに体育センターにお越しください。

## 歴史散歩

7.2km

歴史を紐解きながら散歩しませんか。

**日時** 5月29日(日)

午前9時～午後2時頃

**集合場所** 西小学校(西側グラウンド)

**対象者** 町民又は町内在勤者

**定員** 200人(申込順)

**参加費** 300円

※5月の歩こう会は歴史散歩と同時開催です。

※小学生以下の方は保護者同伴。

## いれあひと健康を求めよう！遍路道

41番札所龍光寺から48番札所西林寺までを巡ります。44・45番札所は後日巡ります。

**日時** 6月5日(日) 午前6時出発  
午後7時30分頃帰町

**集合場所** 総合施設駐車場

**対象者** 町民又は町内在勤者

**定員** 35人(申込順)

**参加費** スポーツクラブ会員 8千円  
スポーツクラブ会員以外 1万円

**申込開始** 5月17日(火)から

※6月1日(水)以後のキャンセルは参加費を返金できません。

**申・問** あいずみスポーツクラブ

(☎692・5000)

# 日赤社費にご協力ください

5月は日赤社費(日本赤十字社活動支援費)募集月間です。日赤社費は国内外の様々な災害時の医療救護活動や、巨大地震に備えての救援物資の備蓄、AEDの設置や救急法の普及などの「いのちと健康、尊厳」を守る多くの人道活動に活用されます。

地域の駐在員さん、役員さん、婦人会の支部長さんを通じて募集していますので、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願ひします。

**問** 社会福祉協議会(福祉センター1階) (☎692・6951)

# 板野東部消防組合からのお知らせ

119番回線移設工事のため、5月30日(月)の午前9時～午後5時まで当組合への119番通報が同時に複数かかってきた場合に、つながりにくくなる恐れがあります。

119番がつながらない場合は、☎698・0119におかけ直しくたさいますよう、お願ひします。

**問** 板野東部消防組合通信指令課 (☎698・9119)

## 介護予防教室

心身の衰えを予防し、毎日を元気に生活しましょう。

### ◆元気になる運動教室

**日時** 6月・10月の毎週火曜日

午前10時～11時

**内容** 勤労女性センター(和室)筋力や体力をつけるための運動をします。

**定員** 15人

### ◆脳力アップ教室

**日時** 6月・10月の毎週水曜日

午前10時～11時

**内容** 体育センター認知症予防のための運動をします。

**定員** 15人

**対象者** 両教室とも、65歳以上の方(要介護認定を受けている方は除く)

※ご自分で会場まで行けない方は、送迎します。

**参加費** 無料

**申込期限** 5月20日(金)まで

※申込方法等詳細についてはお問い合わせをさせていただきます。

**申・問** 地域包括支援センター

(☎637・3175)

## 健康講座～皆さんの健康ハロのお手伝いをこまめ

コミュニケーションセンター 栄養講座の「健康講座」は次のとおりです。参加は自由ですので、お誘い合わせの上、お越しください。

●第2回  
**日時** 5月20日(金)  
午後2時～3時30分  
**内容** 「今できるがん予防」「がん予防の食生活」  
**講師** 保健センター職員

●第3回  
**日時** 6月17日(金)  
午後2時～3時30分  
**内容** 「口からはじまる健康づくり」  
**講師** 竹内眞由美氏 (県歯科衛生士会)

**場所** 町民シアター(役場4階)  
**参加費** 無料

**問** 教育委員会 (☎637・3128)





## 「ワード」&「エクセル」 「ウインドウズ8入門」講座

**日 時** 6月2日(木)、6日(月)、9日(木)、13日(月)の午後1時～4時

**場 所** コミュニティセンター パソコン室(役場4階)

**対象者** 現在職を探している又は将来職を探す予定で義務教育終了後、15歳～39歳までの方

**定 員** 10人

**参加費** 無料

**協力** 町・日本マイクロソフト(株)

※電話で申込みください。

**申 問** あわ地域若者サポートステーション  
(☎637・7553)

## スポーツ

## わくわく広場

**日 時** 6月5日(日)午前10時～正午  
(午前9時30分受付開始)

**場 所** 町民体育館

**内 容** すだちくんダンス、玉入れ、スラックライン、スポーツリバー、輪投げ(幼児用)など

**参加費** 無料(参加賞あり)

**準備物** 上履き(体育館シューズ)

※小学生低学年以下は保護者同伴でお願いします。

**主 催** 町スポーツ推進委員会

教育委員会

**問** 教育委員会(町民体育館内)

(☎662・1115)

# 徳島ヴォルティス町民デー開催決定!

参加者募集!!

本町がホームタウンとなっているサッカーJ2徳島ヴォルティスの「藍住町民デー」が開催されます。開催に当たり、次の参加者を募集します。

**日 時** 7月16日(土) 午後6時キックオフ  
**場 所** 鳴門・大塚スポーツパーク ポカリスエットスタジアム  
**対 戦** 徳島ヴォルティス VS 京都サンガF.C.  
**対 象 者** 本町にお住まいの方  
**募集内容**



©2009 TOKUSHIMA VORTIS CO., LTD.

### ①ハイタッチ

募集人数/小学生以上80人

※試合当日に入場資格(観戦チケット等)がある方(町内在住の高校生以下の方はホーム自由席へ無料招待します)

内 容/ウォーミングアップへ入場してきた選手をハイタッチでお出迎え

### ②スタジアム前広場で披露するステージイベントの出演者

内 容/踊り、ダンス、演奏、歌など(1団体につき5～10分程度)

### ③ハーフタイム中のイベント出演者

内 容/ハーフタイム中にスタジアム内で観覧者に披露する3分程度のダンス・演奏など

### 募集期間 5月16日(月)～6月3日(金)

※参加希望が多数の場合は、①は抽選②・③は内容等を確認の上、決定します。

### 申込方法

申込用紙にご記入の上、メール、ファクシミリ、郵送又は企画政策課までお持ちください。

※申込用紙は、企画政策課に備えています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

※現地へは、各自で行ってください。

※出演料等は出ません。参加にかかる費用は、各自の負担となります。

※詳細は、お問い合わせください。

スタジアムに  
行こう!

## 高校生以下を無料で招待します!

当日は楽しい催しがいっぱいです。ぜひ、この機会にご家族でヴォルティスを応援しましょう。

**対 象 者** 町内在住の高校生以下の方

※広報紙や保険証など町民であることが確認できるものを持ってホームタウンチケットブースまでお越しください。当日のホーム自由席チケットをお渡しします。

**チケット交換時間** 午後3時～6時

**☆注意事項** スタジアムに缶・ビンを持ち込みません。

**問** 企画政策課 (☎637・3124) E-メール aizumi@town.aizumi.tokushima.jp

## 相談

### 6月1日は人権擁護委員の日です

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」として、全国でこの日を中心に人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及・高揚に努めています。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなくてはなりません。

国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくるのが、私たちの願いです。

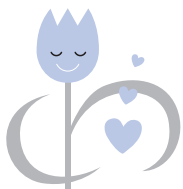
人権擁護委員の日を中心として全国一斉の人権相談を実施しますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

#### ●特設人権相談

**日時** 6月1日(水)

午前の部 午前10時～正午  
午後の部 午後1時～3時

**場所** 福祉センター(1階相談室)  
**住民課** (637・3112)



### 成年後見・相続・遺言無料相談会

認知症等によって判断能力が不十分になったために、日常生活で不利益を被ることがないように、「成年後見制度」があなたや家族を守ります。相続や遺言のご相談にも応じます。

偶数月第1水曜日に無料相談会を実施しています。お気軽にご相談ください。

**日時** 6月1日(水) 午後1時～3時  
**場所** 福祉センター(2階会議室)

**問** 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 徳島県支部  
徳島市東沖洲2丁目1の8(県行政書士会内)  
(679・4440)

### 消費者トラブルの無料相談 相談員が皆さんの相談に応じます

架空請求、電話勧誘、訪問販売、クーリング・オフのことなどにお応えします。

**日時** 5月27日(金)、6月10日(金)

午前10時～正午・午後1時～3時  
※毎月第2、4金曜日に実施しています(平成29年3月まで)。

**場所** 福祉センター(1階相談室)  
**問** 相談センター専用電話  
(692・6222)

町経済産業課 消費者相談窓口

(637・3120)

※相談日以外の消費者トラブル相談先は、消費者ホットライン(局番なし180)

### 高齢者の相談窓口

次のような高齢者に関する様々な相談に応じます。

●高齢者の介護や健康、生活に関すること

●高齢者の虐待、悪質な訪問販売にあった、財産管理に自信がなくなった

●近所の独り暮らしの高齢者が心配

**問** 地域包括支援センター  
(保健センター内)  
(637・3175)

### 図書館の行事

★おはなし会

毎週日曜日  
午後2時～2時30分

★あかちゃん絵本の読みかかせ会

5月25日(水)、6月8日(水)

午前10時30分～11時

★廃棄資料の提供

保存期限の過ぎた雑誌、図書を無料で希望者に提供します。

**期間** 5月21日(土)～31日(火)

◎休館日

・毎週月曜日  
・図書整理日 5月19日(木)

下川清さんから「祖谷衆 轟弾正」全5巻をご贈りいただきました。新着資料コーナーに置いてあります。ぜひ、ご利用ください

**問** 図書館 (692・0070)

### 藍の館イベント案内

#### 第24回 或る点の水墨画展 ～中原博～

風景、人物、仏像等を描いた作品やブツダ(釈迦)の哲学の根幹を抽象画で描いた作品を展示しています。ぜひご覧ください。

**日時** 5月30日(月)  
午後3時まで

**場所** 藍の館(展示室)

昔ながらの古い屋敷の中で、藍染体験ができます。染め物持込みによる藍染もできます。ぜひ天然藍で思い出のある洋服などを染めてみてはいかがでしょうか。自然素材の木綿・麻・シルクはよく染まります。(形状記憶・UVカットは不可)

#### 持込み体験価格

1g 15円・シルク1g 30円

※家紋ほかご希望の柄がありましたら、ご相談に応じます。

第1日曜日 琵琶演奏体験

第1月曜日 ぞめき演奏

第2日曜日 横笛・尺八

第3日曜日 琴演奏体験学習

第4日曜日 梅若流民謡隊總會

※各演奏・体験は午前10時～午後3時(ぞめき演奏のみ午後2時まで)

**問** 藍の館 (692・6317)

# あいずみ俳壇

高岡 アイ子 選

微熱あり冷やしまくらで春の夜を  
 辛夷咲きにわか周囲にぎわえり  
 助けきてなつく子雀手の平に  
 今日飛べ籠で育ちし雀の子  
 シャボン玉消えて雨情の詩想う  
 過疎の村都会の人呼ぶ芝桜  
 Vの字へ後追う一羽雁帰る  
 四月馬鹿亀の吐息か泡生まる  
 行く春や尻尾で払う牛の憂さ  
 夏近し魚道埋める稚魚の影

藤田 牧雄  
 久次米 守夫  
 小西 博之  
 佐藤 幸子  
 佐藤 一子  
 平野 栄子  
 安芸 澄衣  
 吉田 善子  
 伊藤 たつお  
 高塚 梨花

町民の方を対象に俳句・短歌を募集しています  
 ▼ハガキに作品(1人1句又は1首)と住所、氏名、電話番号を記入  
 して投稿してください。選考の上、直近の広報紙へ掲載します。  
 〒771-1292 奥野字矢上前52番地1 企画政策課

# いきいきサロンのご案内

地域の皆さんが健康で活力ある生活を送れるよう、健康チェックや健康体操、お話、レクリエーション等の内容で各地域老人憩の家で開催しますので、お気軽にご参加ください。



開催日	曜日	時間	場所	内容
5月16日	月	午前9時30分～11時	住吉老人憩の家	健康チェック 室内スポーツ
5月18日	水	午前9時30分～11時	江ノ口老人ルーム	健康チェック 健康体操(運動指導士)
5月18日	水	午後1時30分～3時	徳命老人憩の家	健康チェック カラオケ
5月20日	金	午後1時30分～3時	東中富老人憩の家	健康チェック 室内スポーツ
5月23日	月	午前9時30分～11時	乙瀬老人憩の家	健康チェック 室内スポーツ
		午後1時30分～3時	奥野老人憩の家	健康チェック 室内スポーツ
6月1日	水	午後1時30分～3時	富吉老人憩の家	健康チェック 室内スポーツ
6月6日	月	午後1時30分～3時	東部老人憩の家	健康チェック 健康体操(運動指導士)
6月7日	火	午後1時30分～3時	西部老人憩の家	健康チェック 室内スポーツ

住所、年齢に関係なく、ご都合のよい会場にお越しください。  
 内容:健康チェック(血圧測定、検尿)と健康体操、レクリエーション等を行っています。

問 社会福祉協議会 (☎692・9951)  
 地域包括支援センター (☎637・3175)



# こんにちは赤ちゃん 4月

(子の氏名)	(ふりがな)	(性別)	(父)	(母)	(住所)
村澤 采奈	(さな)	女	和彰・彩	代	奥野字原
椿 彩花	(あやか)	女	善行・理恵	恵	奥野字矢上前
佐藤 穂実	(ほのみ)	女	晃大・久瑠美	美	徳命字名田
小栗 香春	(こはる)	女	智弥・浩子	子	奥野字原
楠 真愛子	(まあこ)	女	昭人・真実	実	勝瑞字正喜地
森内 悠太	(ゆうた)	男	悟・真美	美	徳命字元村
森下 莉都	(りつ)	女	義文・菜都	都	矢上字江ノ口
江西 宗佑	(そうすけ)	男	隆将・里英	英	富吉字豊吉
竹重 樹	(たつき)	男	允人・真由美	美	奥野字矢上前
岡田 陸叶	(りくと)	男	涉・恵子	子	笠木字中野
板東 花依	(かえ)	女	高史・美咲	咲	住吉字神蔵
大宅 結心	(ゆい)	女	将司・まりな	な	矢上字春日
村田 悠樹	(はるき)	男	祥生・夏海	海	住吉字神蔵
香西 一希	(いつき)	男	智也・亜弥	弥	徳命字前須東
鈴江 仁来	(にこ)	女	功起・千絵	絵	富吉字岸ノ下
藍原 唯	(ゆい)	女	貴志・寛美	美	奥野字和田
三宅 日向葵	(ひなた)	女	良也・静香	香	富吉字豊吉
坂東 惟真	(ゆいま)	男	義典・玉妃	妃	奥野字東中須
波多野 かれん	(かれん)	女	一郎・真実	実	勝瑞字成長
高田 奏夢	(かなめ)	男	慎太郎・あすか	か	笠木字中野

# おくやみ申し上げます 4月

(氏名)	(年齢)	(住所)
坂東 ツルコ	82	矢上字北分
久次米 榮一	83	矢上字原
石井 國凱	78	勝瑞字西勝地
久保 純子	78	住吉字神蔵
金尾 里美	91	東中富字長江傍
鎌田 君子	90	富吉字富吉
喜来 薫子	69	矢上字北分

地域の子どもは、  
 地域で守り育てましょう。

子どもは、私たちの宝です



藍住町青少年健全育成会議  
 藍住町民生委員児童委員協議会  
 藍住町PTA連合会  
 板野西部青少年補導センター

# あいずみ歴史散歩

〜勝瑞散策〜

## ② 「勝瑞城跡」所在地・勝瑞字東勝地

勝瑞館跡から、県道松茂吉野線を北に渡ると、周囲を濠に囲まれたこんもりとした森が見えます。ここが勝瑞城跡です。勝瑞城跡は、天正十年（1582）に土佐の長宗我部氏が勝瑞に攻め込んできたとき、それに備えて築いた城と考えられており、城を守るために土を盛り上げた土塁も一部に残っています。現在は、大半を史跡公園として整備し一部は三好氏の菩提寺である見性寺の境内となっています。城内には勝瑞義冢碑（町指定有形文化財）や三好氏四代の墓（町指定有形文化財）があります。



スタジアムに行こう!

皆さんで徳島ヴォルティスの応援に行きましょう!!



●ホームゲームのご案内

- 5月22日(日) 午後1時から VS ザスパクサツ群馬
- 5月28日(土) 午後1時から VS ギラヴァンツ北九州
- 6月8日(水) 午後7時から VS ファジアーノ岡山

●試合会場 ポカリスエットスタジアム



一緒に過ごした時間...  
楽しい思い出 ありがとう



お迎え車  
ペットのお葬式



リトルエンジェル

〒771-1201 板野郡藍住町奥野字原69-3 24時間365日受付  
TEL 088-679-4373 <http://www.little-angel.biz>

## 相続の要点

講師 柴田 俊彦 相続診断士(相続診断協会認定)

6月4日(土)  
10:00~11:00

受講無料

ベルモニー会館  
藍住にて開催

●詳しくは下記までお電話ください。



葬儀事前 無料 相談受付中 ☎088-655-4441

NPO法人 藍住町手をつなぐ育成会

## オレンジノート

TEL (088) 635-8461 藍住町東中富字西安永 133-59



放課後等デイサービス

知的障害のある児童(学童)に放課後の支援をご提供します。  
月~金(9:30~18:00)

就労支援サービス

知的障害のある人に福祉就労支援をご提供します。  
月~土(9:30~15:30)

送迎サービスも行っておりますのでご相談ください

## 医療法人 とくしま耳鼻咽喉科 健康会

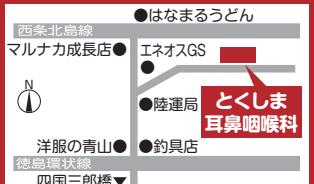
診療科目：耳鼻咽喉科・アレルギー科・気管食道科・小児科

診療時間	月	火	水	木	金	土	TEL088-683-3987(サンキューナ)
8:45~12:30	●	●	●	●	●	●	マルナカ成長店 南200m エネオスはいる
14:30~17:30	●	●	●	●	●	●	

院長 棚本 洋文  
社日本耳鼻咽喉科学会 認定 耳鼻咽喉科専門医  
社日本アレルギー学会 認定 アレルギー専門医

とくしま耳鼻科

検索



## 増田クリニック

TEL:088-693-3020  
藍住町役場東 500m

禁煙指導・健診・予防接種承ります。

●診療科目：内科・循環器科

心臓血管外科・ペインクリニック内科

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00~12:30	○	○	○	○	○	○
午後2:30~ 6:30	○	○	○	/	○	5:30 まで